万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

ら提出される同憲章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場	
1. 万国郵便連合憲章第二十九条及びこの一般規則第百二十二条の規定に従って加盟国及び両理事会か	
定すること。	
1. 万国郵便連合憲章前文及び第一条に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的政策を決	
1 大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。	-1
第百一条の二 大会議の職務	
一般規則第百一条の次に次の一条を加える。	
第一条	
第二十五条4の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。	第
-日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章	+
ジュネーブにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月	33
万国郵便連合一般規則の第一追加議定書	

.

	2		1 10	1 0	1 0	1 5	1 0				1 0	
And And	大	高	1.10	1.9	1.8	1.7	1.6	百	1.5	1.4	1.3	合
第二条	大会議は、	限度額を決議によって定	ドイツ	国際重	管理理	万国郵	連合の	百三条、	管理理事会、	大会議	連合の	には採択すること。
木		破 を 決	イツ語、	ず務局	<u></u> 事 全	野 便 連	の戦略、	第 百	<u></u> 事 全	内	文主	採択す
	と合の	に議		局長及	理事会及び	こ合憲	記を採	五条		規則	目 の 効	っるこ
	最 高	よっ	中国語、	び 国	郵便	章 第	択す	及び	便業	及び	力発	ک <sub>°</sub>
	機関	て定	ポル	際事業	業務	郵便連合憲章第二十一条	を採択すること。	第百	務理	その	生の	
	連合の最高機関として、	めること。	トガル	務局次	埋事会	一条の	ملح	七条の	事会五	改正た	日を宣	
		し と °	語及	長を	云の議	の 規 定		別規定	及び診	を採択	の文書の効力発生の日を定める	
	郵便業務に関する他の問題を扱う。		ルトガル語及びロシア語による	際事務局長及び国際事務局次長を選出すること。	郵便業務理事会の議席を占め	規定に従い、		第百五条及び第百七条の規定に従ってそれぞれ提出した	郵便業務理事会及び諮問委員会が、	大会議内部規則及びその改正を採択すること。	ه کسر ر و	
	務に		シア	する	占め			って	員会	こと	0	
	関する		語 に い	ر حرار	る加盟	連合の		それご		0		
	る 他 の		よる事		盟玉	の経費		それ埋	則回の			
	り 問 題		青類の		盟国を選出すること。	$\mathcal{O}$		征 出 〕	前回の大会議			
	心を 扱		作成		II する	最高限		し た 包				
	5°		につ		ر ج _ د	度額		話的	らの			
			いて		0	限度額を定めること。		な報	期 間			
			連合の			めるこ		音書も	の自コ			
			書類の作成について連合の負担する費用の最			し と 。		包括的な報告書を検討すること。	からの期間の自己の活動に関して第			
			直する					的する	山動に			
			) 費 用					ر ج ل ف	、 関 し			
			の 最					0	て 第			

\_\_\_\_

4	選	$\mathcal{O}$	3	管理	は、	棄	2	行う。	1		一般
管理理重	出されて	少なくとも半数は、	管理理重	理理事会	追加の	した場合	大会議な	2	管理理重	第五	規則第百
理事会の各	ることけ	こも 半 粉	事会の議	~会は、+	の一議庭	た場合には、	を開催する		理事会は、	百二条	ロニ条を
理事国は、	ることはできない。		の議長国を除く四十	大会議を開催する	議席を有する。	大会議を開催する	加		四 十 一 の	管理理事	般規則第百二条を次のように改め
	$\langle \rangle_{\circ}$	会議の	除 く 四	開 催 す	る。この	を 開 催	盟国は、		の 理 事	事会の構	うに改
該理事		際に交	の 理	る加盟国	追	する加	当然に		国から	成	める。
国の代		大会議の際に交代する。	事国は、	$\mathcal{O}$	加の一議席	加盟国は、	議長国		理事国から成るもの	運営及び	
表者をも		。加盟国は、		属する地理	席につい	当然に	当然に議長国となる。		のとし、	び会合	
当該理事国の代表者を指名する。		国は、理	大会議が衡平	理的集団に属	いては、	に理事国とな	大会議		理事国		
る。 代表者		生事国とし	ーな地理	回に属す	3 の 制	国となり、	酸を開催す		は、		
私者は、 、			的 配	する理事	限は、	そ	ろ		会議か		
郵便の		に続して	分に基づいて選出する。	国の一	適用しない。	の結果、	盟国が		: ら 大 会		
分野に		三回の	いて選	を 議 長	ない。	その属	議長国		議まで		
おける		大会議	出する	国に選	この場	その属する地	となる		の間そ		
郵便の分野における権限を有		て連続して三回の大会議によって	理 事	理事国の一を議長国に選出する。	場合には、	理的集団	加盟国が議長国となる権利を放		大会議から大会議までの間その職務を		
有		7	玉	0	-	寸	灰		X		

5 5	管理理事会の理
6	0 管理理事会は、次の権限を有する。
6 1	6. 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、
	る国際的な政策(例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの)を考慮しつつ、大会議から大会議
	までの間における連合のすべての活動を監督すること。
6 9	6. 国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動
	をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。
6 9	6. 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、
	監督すること。
C 1	6. 連合の二年ごとの計画及び予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。
G F	6. やむを得ない場合には、第百二十八条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認
	めること。
6 6	6. 連合の財政規則を定めること。

兀

.6	6.15	6.14	批	6.13	٢	6.12	6.11	6.10	6.9	6.8	6.7
	定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止するこ	職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。	理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。	加盟国から請求があった場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する	と 。	請求があった場合には、第百三十条6に定める条件に従って、一段階低い分担等級の選定を認める	国際事務局の活動を監督すること。	任意基金の管理規則を定めること。	特別活動基金の管理規則を定めること。	特別基金の管理規則を定めること。	予備基金の管理規則を定めること。
		定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、	定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。	定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。	定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。加盟国から請求があった場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、	定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。加盟国から請求があった場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、こと。	定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。 加盟国から請求があった場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係すまがあった場合には、第百三十条6に定める条件に従って、一段階低い分担等級の選定を認め	定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。この場合において、関係す 加盟国から請求があった場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係す 国際事務局の活動を監督すること。	定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止する思い。 「「「「「」」」」」で、「「」」」」」」で、「」」」」」」」」」」」」」」」」	定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止する時期活動基金の管理規則を定めること。 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。 定められた経費の最高限度額による制約を考慮するものとする。	<ul> <li>定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止する</li> <li>単理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。</li> <li>職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。</li> <li>定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止する</li> <li>市盟国から請求があった場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係す</li> </ul>

Ŧī.

6.17	6. 国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する二年ごとの報告書を承認し、必要があると
	きは、これらに関する意見書を提出すること。
6.18	6. その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。
6.19	<ol> <li>郵便業務理事会と協議の上、オブザーバーとしての権利がない機関と接触することを決定するこ</li> </ol>
	と、連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査し、及び承認すること、連合と
	他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行う
	こと並びに郵便業務理事会及び国際事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に代
	表者を出すよう招請されるべき国際機関、団体、企業及び資格のある者(大会議及びその委員会の専
	門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限る。) を適当な
	時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。
6.20	<ol> <li>財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国におけ</li> </ol>
	る通常郵便物の差出し)に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定
	め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案

	5.25 と 笛 °	6.24	法	6.23	Ļ	6.22	会内部	法	6.21	$\mathcal{O}$
第百一条4こ見定する易合こはハて欠可の大公義の開催される加盟国を旨定すること。 貧臣囚彡9.0 表気して単重化業剤も高会し研究記匙を挑走でそこで	第百四条11の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。。	郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討するこ	をとることに関する郵便業務理事会の勧告を承認すること。	その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方	その承認を得るために提出する。	議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百二十五条の規定に従って加盟国に対	会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。	上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大	大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関係のある行政上、立	当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。

七

6.28	<ul> <li>大会議の</li> <li>一、</li>     &lt;</ul>
6.30 6.29	次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況に郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国 らの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。
ž	こと。
<b>6.</b> 31	こと。 諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第百六条の規定に従って同委員会の組織を承認する
6.32	諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従って委員となるための申請を承
≓त्र	認し、又は承認しないこと。この場合において、管理理事会の会合から会合までの間において迅速な

九

会理の若はだ
$\mathcal{O}$
$\wedge$
れ
12
は、
13
ザ
14

 $\overline{\bigcirc}$ 

\_\_\_\_

第百三条 管理理事会の活動に関する情報
一般規則第百三条を次のように改める。
第三条
ついて再検討することができる。
事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限に
できる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理
る書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことが
合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、オブザーバーが受領す
19 例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバーの参加を排除することができる。また、会
要請される。オブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。
部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを
究に協力することが認められる。また、オブザーバーは、自己の有する専門的知識及び経験により作業
同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研

\_\_\_\_ \_\_\_\_

1	管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を
	送付することによって、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供す
	3°
2	管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二
	箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。
	第四条
<u> </u>	般規則第百四条を次のように改める。
	第百四条 郵便業務理事会の構成、運営及び会合
1	- 郵便業務理事会は、四十の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務
	を行う。
2	- 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。開発途上国である加盟
	国に二十四の議席及び先進国である加盟国に十六の議席が確保される。理事国の少なくとも三分の一
	は、大会議の際に交代する。

3
務
4
方
5
6
7

匹

\_\_\_\_ 五.

9.3	9. 国際郵便業務の発展及び改善のための実際的な措置を調整すること。
9.4	9. 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、
	及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。
9.5	9: 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百二十五条の規定に従って加盟国に対
	し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである
	場合には、同理事会の承認を必要とする。
9.6	5. いずれかの加盟国が第百二十四条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟
<b>→</b>	国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得るた
	め当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。
9.7	9. 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及びすべての
	が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。
9.8	5. 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加
<b>H</b>	盟国及びその指定された事業体に対する勧告として作成し、提示すること。

<u>一</u> 七

の	会合に参加することができる。
12.1	管理理事会の理事国
12.2	諮問委員会の委員
12.3	1 郵便業務理事会の活動に関心を有する政府間機関
12.4	その他の加盟国
13	郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限
す	することができる。また、同理事会は、オブザーバーの審議における発言権を制限することができる。
14	郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。オブザーバーは、希望する場合に
は、	こ、同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行
5	う研究に協力することが認められる。また、オブザーバーは、自己の有する専門的知識及び経験により
作	-業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になる
と	こを要請される。オブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。
15	例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバーの参加を排除することができる。また、会

<u>一</u> 九

合	合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、オブザーバーが受領す
る	書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことが
で	できる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理
事	事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限に
う	いて再検討することができる。
16	諮問委員会の議長は、郵便業務理事会の会合の議事日程に同委員会に関係のある問題が掲げられた場
合	合には、当該会合において同委員会を代表する。
17	郵便業務理事会は、次の者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。
17.1	郵便業務理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者
17.2	郵便業務理事会の理事国でない加盟国
17.3	郵便業務理事会が同理事会の活動に関し協議することを希望する団体又は企業
	第五条
一般規	規則第百五条を次のように改める。

 $\vec{\bigcirc}$ 

		1				•	3	2	供	定	1		
の物品及び業務の提供者を代表する非政府機関その他これらに類する個人の組織並びに連合の任務及	を提供することを目的とする。同委員会は、利用者、配達業務提供者、労働者団体並びに郵便業務分野	諮問委員会は、広範な郵便分野の利益を代表し、及び利害関係者の間の効果的な対話のための枠組み	第百六条 諮問委員会の構成、運営及び会合	般規則第百六条を次のように改める。	第六条	の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。	郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会	郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。	いする。	を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提	郵便業務理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決	第百五条 郵便業務理事会の活動に関する情報	

び
録
務
た
$\mathcal{O}$
2
3
4
5
슻
슾
6
$\mathcal{O}$

	8.5	管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業
	荻	務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、大会議に対し勧告を行うこと。
9	姪	管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に関
	係の	のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。
10	弐次	諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、投票権なしでオブザーバーとして大会
	議、	管理理事会及び郵便業務理事会並びにそれぞれの委員会の会合に参加する代表者を指名することが
	でょ	できる。
11		諮問委員会の委員は、希望する場合には、第百二条16及び第百四条12の規定に従い管理理事会及び郵
	便	便業務理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。また、諮問委員会の委員は、第百二
	条 10	条18及び第百四条14の規定に従いプロジェクト・チーム及び作業部会の活動に参加することができる。
	諮問	間委員会の委員は、投票権なしでオブザーバーとして大会議に参加することができる。
12		次の者は、希望する場合には、投票権なしでオブザーバーとして諮問委員会の会合に参加することが
	でも	できる。

<u>一</u> 匹

\_\_\_\_\_ 五.

	第七条
一般	規則第百七条を次のように改める。
	第百七条 諮問委員会の活動に関する情報
1	諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並び
IT.	に勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に対
	提供する。
2	諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成し、その写しを郵便業務理事
会	会に送付する。当該年次報告書は、第百三条の規定に従って加盟国、その指定された事業体及び限定連
合	に提供される管理理事会の書類に含める。
3	諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二
箇	1月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。
	第八条
一般	規則第百十条を次のように改める。

<u>一</u>六

6	5 局	4	語	Ŋ	3	2	す	な	ル	1	
いだれいの言語への潮尺の費用(うり見官の箇用いっちずる費用を含い。)は、当亥言語り走用を青い	が翻訳業務を有する言語のいずれによっても行うことができる。加盟国又はその指定された事業体と国際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務	国際事務局が直接発行する書類は、できる限り、請求された各言語について同時に配布する。	で発行する。各言語による書類は、同一の様式によって発行する。	、かつ、国際事務局と当該地域事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集団の言	書類は、国際事務局が、直接、又は2の規定によって構成された言語集団の地域事務局の仲介によ	公用語以外の一の言語の使用を請求した一又は二以上の加盟国は、一の言語集団を構成する。	すべての費用を負担することを条件として、使用することができる。	を条件として、使用することができる。その他の言語も、当該言語の使用を請求する加盟国が関係する	トガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られること	連合の書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中国語、ポ	第百十条 書類、審議及び業務上の通信に使用する言語

<u>一</u> 七

求した言語集団が負担する。公用語を使用する加盟国は、公用語以外の言語への翻訳の費用として、一
定額の支払を行う。当該一定額に係る分担単位当たりの金額は、国際事務局の他の業務用言語を使用す
る加盟国が負担する分担単位当たりの金額と同額とする。書類の提供に関するその他のすべての費用
は、連合が負担する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の
負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によって定める。
7 言語集団の負担する費用は、当該言語集団の構成国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。
当該費用は、当該言語集団の構成国の間で他の分担基準によって分担することもできる。ただし、関係
加盟国が、これについて合意し、かつ、これについての決定を当該言語集団の代弁者の仲介により国際
事務局に通告することを条件とする。
8 国際事務局は、加盟国が言語の選択を変更することを請求する場合には、一定の期間(二年を超えな)
いものとする。)の後にこれに応ずる。
9 連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設(電子装置の有無を問わない。)により、フラン
ス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、

<u>一</u> 八

	国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によって行う。
10	109の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。
11	11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能で
<b>)</b> .	ある場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれか一の言語への同
<b>₽</b> [.	時通訳を確保する。
12	12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただ
	し、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。
13	13 加盟国又はその指定された事業体は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めを
	行うことができる。取決めがない場合には、使用する言語はフランス語とする。
	第九条
	一般規則第百十二条を次のように改める。
	第百十二条 国際事務局長の職務
1	1 国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括し、並びにこれを法的に代表する。国際事

<u>一</u> 九

務局長は、G1からD2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させ
る権限を有する。国際事務局長は、P1からD2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国が推薦し
た当該加盟国の国籍を有し、又は当該加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考
慮する。この場合において、国際事務局長は、大陸間の衡平な地理的配分及び言語を考慮する。D2の
等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であって国際事
務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によって占められるものとする。特別な
資格を必要とする職の場合には、国際事務局長は、外部に対し募集を行うことができる。また、国際事
務局長は、新しい職員の任命に当たり、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれ
ぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。国際事務局の職員のD2、D
1及びP5の等級への昇級については、国際事務局長は、この原則を適用する義務を負わない。さら
に、採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語を考慮することの要請よりも能力を優先する。
国際事務局長は、職員のP4からD2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に
通報する。

 $\exists \bigcirc$ 

該機関の構成国ではないが当該機関が行う研究に協力する加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業	際に発行されるすべての書類を、当該機関を構成する加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体、当	国際事務局は、国際事務局長の責任の下に、連合の機関の事務局の事務を行う。同事務局は、各会期の	第百十四条 連合の機関の事務局	一般規則第百十四条を次のように改める。	第十条	న్ం	2. 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もっとも、代理を出すことができ	連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営	書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布	連合の機関の活動の準備及び組織	考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。	2. 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を
--	---	--	-----------------	---------------------	-----	-----	---	-------------------------	-----------------------	-----------------	------------------------	---

る。体、限定連合並びにこれらの書類を請求する他の加盟国及びこれらの加
第十一条
一般規則第百十六条を次のように改める。
第百十六条 情報、意見、文書の解釈及び改正の請求、
1 国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、加盟国及びその指定された事業体に対し、
たときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。
2 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関するすべての種
布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明するこ
ついての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によって同
ために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は
3 国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体
加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体の意見を知るために照

三匹

表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束する
ものではない。
4 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。
第十二条
一般規則第百十八条を次のように改める。
第百十八条 国際事務局の供給する証票
国際事務局は、国際返信切手券を作成し、これを請求する加盟国及びその指定された事業体に対して実
費で供給することを任務とする。
第十三条
一般規則第百十九条を次のように改める。
第百十九条 限定連合の文書及び特別取極
1 万国郵便連合憲章第八条の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取極は、当該限定連合
の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二

<ul> <li>一般規則第百二十一条 支会議への議案の提出の手続</li> <li>一般規則第百二十一条 連合の活動に切いて二年ごとに報告書を作成し、</li> <li>第十五条</li> <li>第十五条</li> <li>第十五条</li> <li>第十五条</li> </ul>	<ol> <li>国際事務局は、この2の規定により違反の存在を認めためないように監視するものとし、また、限定連合及び特別取極の存在</li> <li>報する。</li> </ol>
<ul> <li>第百二十二条 大会議への議案の提出の手続</li> <li>第百二十一条 連合の活動に関する二年ごとの報告書</li> <li>第百二十一条 連合の活動に関する二年ごとの報告書</li> <li>第十五条</li> <li>第十五条</li> <li>第十五条</li> </ul>	る。 通報する。同事務局は、
版         国         版           規         その         第           規         第         第           期         第         新           第         十         五           第         五         二           第         五         二           第         百         二           十         二         二	第十四条
<ul> <li>本</li> <li>本</li> <li>の</li> <li>第</li> <li>第</li></ul>	一般規則第百二十一条を次のように改める。
<ul> <li></li></ul>	
<sup>板規</sup> 則第百二十二条 大会 第十五条 第十五条	際事務局は、
第百二十二条 大会議への議案の提出の手続一般規則第百二十二条を次のように改める。第十五条	その指定された事業体、
第百二十二条 大会議への議案の提出の手続一般規則第百二十二条を次のように改める。	第十五条
	一般規則第百二十二条を次のように改める。

三大

1	加盟国による大会議へのすべての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほ
か	か、次の手続による。
(a)	(a) 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。
(b)	(b) 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。
(c)	(c) 実質的な議案であって大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着する
	ものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。
(d)	(d) 実質的な議案であって大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到
	着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案
	は、受理されない。
(e)	<ul><li>(e) 議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければな</li></ul>
	らない。
2	万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到
着	着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査

	第十六条	出については、適用しない。	5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び既に提出された議案の修正案の提	事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。	案であって同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同	に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議	4 編集上の議案には、これを提出する加盟国が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部	ものとする。	るために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴う	ならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定す	3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなった変更のみを内容としなければ	り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。	することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限
--	------	---------------	---	----------------------------	--	--	--	--------	--	--	---	-----------------------------------	--

三八

を次のように改める。
第百二十三条 大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会
への提出の手続
1 万国郵便条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則は、大会議の行う決定に基づき、
郵便業務理事会が作成する。
2 万国郵便条約又は郵便送金業務に関する約定について提案された改正に伴う議案は、関係する大会議
の議案とともに国際事務局に同時に提出されるものとし、他の加盟国の支持なしに、一の加盟国が提出
することができる。当該議案は、遅くとも大会議の開会の一箇月前までにすべての加盟国に送付され
సం
3 大会議の終了後六箇月以内に新たな施行規則を作成するために郵便業務理事会が審査する施行規則に
関するその他の議案は、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に提出される。
4 大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案であって、加盟国により提出されるもの
は、遅くとも郵便業務理事会の開会の二箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。

5 施行規則に関する議案は、支持を必要としないが、郵便業務理事会が緊急の必要があると認める場合	4 1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。
第十八条にのみ、同理事会による審査の対象とされる。	第十八条にのみ、同理事会による審査の対象とされる。施行規則に関する議案は、支持を必要としないが、郵便業務理事会
同	同理事会による審査の対象とされる。
	施行規則に関する議案は、支持を必要としないが、郵便業務理事会
の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付され	
1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付され際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合に	事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効と
1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。 際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効と 査の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得な	事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、
1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。 第務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。 いずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、	事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、いずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、
1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。 第務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。 第百二十四条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続	際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。 なの対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、いずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、第百二十四条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続
1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。 第百二十四条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続 和がの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、 がずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、 の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、 の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、 の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、 の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、	際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。 「「「「」」」では、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、 「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「
1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。 第百二十四条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続 がずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、 アストロングのように改める。 1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。 第十七条	際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。 第百二十四条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続 解規則第百二十四条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続 第十七条
る。 第十七条 第百二十四条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続 がずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、 がずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、 第十七条 1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。	際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。 第百二十四条を次のように改める。 第十七条 第十七条 る。

	「自ら見ました。」「主人」の「たちょう」の意志に、こうに見たし、。第百二十五条(大会議から大会議までの間における議案の審査
	いずれかの加盟国が国際事務局に議案を送付した場合には、同事務局は、
	国に当該議案を送付する。加盟国は、議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間
	を与えられる。修正は、認められない。この二箇月の期間が経過した後、同事務局は、
	ての意見を加盟国に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう各加盟国に要請する。二箇月の
	間内に賛否を通告しない加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、
	日付の日から起算する。
2	施行規則を改正する議案は、郵便業務理事会が取り扱う。
3	議案がいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加
ĦН	盟国のみが、1の手続に参加することができる。
	第十九条
ங்ரப	般規則第百二十六条を次のように改める。

匹

第百二十六条 大会議から大会議までの間に採択された決定の通報
1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通報
によって確定される。
2 郵便業務理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が加盟国及びその指
定された事業体に通報する。万国郵便条約第三十五条3.及び約定の条項であって同条約第三十五条3.に
相当するものに定める規定の解釈についても、同様とする。
第二十条
一般規則第百二十八条を次のように改める。
第百二十八条 連合の経費の決定及び決済
1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千九年以
後の年について次の金額を超過してはならない。
二〇〇九年及び二〇一〇年 各年につき三七、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン
二〇一一年及び二〇一二年 各年につき三七、二三五、〇〇〇スイス・フラン

匹

二千十二年に予定されている大会議が延期される場合には、同年の基本最高限度額が同年後の年につい
ても適用される。
2 次回の大会議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の
期間における書類の作成費等)は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。
3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認め
た俸給額、年金掛金又は手当(勤務地手当を含む。)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度
額の超過を認めることができる。
4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の
額を調整することができる。
5 1の規定にかかわらず、管理理事会(特に緊急の場合には、国際事務局長)は、国際事務局の庁舎の
重要なかつ予期することのできなかった修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認め
ることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。
6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場

匹三

合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超
過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。
7 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が
効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。
8 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじ
め、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額に
ついては、連合のために、四箇月目から年六パーセントの割合の利子が生ずる。
9 加盟国が連合に対して負う分担金(未払分につき生ずる利子は含まない。)の滞納額が、直前の二の
会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理
事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないも
のとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及
び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。
10 法的な理由その他の理由により9に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還

兀 兀

計画を取り決める責任を負う。	
11 連合に対して負う分担金の滞納	心については、例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年
を超えてはならない。	
12 管理理事会は、例外的な状況にお	こおいて、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、支払うべき利
子の全部又は一部を免除することが	こができる。
13 加盟国は、管理理事会によって	会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる
利子の全部又は一部を免除される。	る。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内にお
て償還計画を完全にかつ遅滞なく	かつ遅滞なく実施することを条件とする。
14 連合の資金の不足を補うために予備基金を設け	に予備基金を設けるものとし、その額は、管理理事会が定める。同基金
は、主として予算の剰余金によっ	って維持される。同基金は、予算の収支を合わせるため又は加盟国の分
担金の額を引き下げるためにも、	使用することができる。
15 一時的な資金不足に関しては、	スイス連邦政府は、合意によって定める条件に従い、必要な短期の立
替払を行う。スイス連邦政府は、	大会議が定めた金額の限度内における国際事務局の出納事務及び会計

四五

三〇単位等級三五単位等級	四〇単位等級	四五単位等級	五〇単位等級	1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。	第百三十条 分担等級	一般規則第百三十条を次のように改める。	第二十一条	S.	16 9から13までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用す	事務を無報酬で監査する。
--------------	--------	--------	--------	---	------------	---------------------	-------	----	---	--------------

二五単位等級

四六

る。	単位	期	2								
大会議から大会議までの期間が満了した時点において、その加盟国は、当該加盟国がより大きい分	位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとす	期間継続することを条件として、その加盟国が属する分担等級に相当する分担単位数よりも大きい分担	いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい	$\mathcal{O}$	二分の一単位等級(国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事会が指定する国のためのも	一単位等級	三単位等級	五単位等級	一〇単位等級	一五単位等級	二〇単位等級

分	6	5	に	め	Ł	由	更	を	4	規	3	Ľ
	国際的た	加盟国は	引き続き属する。	られ	のとする。	に	要請について、	を条件として、	加盟国は、	規定する分担等級のいずれかに属する。	加盟国は、	じて経費も増加するものとする。
	6救援計	13、 一 度	こ属する	、限まで		ること				2担等級		〕 増 加 す
	山面を必	反に二段		こに分担	へに係る	こができ	東力の	り低い	その後、遅	のいず	こへの加	, るもの
	シ要とす	な 階 以上		等級の	要請け	てる。 当	ない見	,分担等	くとも	れかに	入又け	とする
	うる自然	工低い分		変更の	た、大会	T該加明	拘束力のない見解を示す。	「級を選	0大会議	に属する	連合への加入又は加盟の際に、	
	が災害の	り担等級		希望を	ム議が定	画国の量		医定する	昭の開会		際に、	
	いようた	秋 へ の 変		る表明し	足める財	決定することができる。当該加盟国の最終的な決定は、	安請を送	より低い分担等級を選定することができる。	ムの二箇		万国郵	
	例外的	《更を要		しなかっ	政に関	決定は	付した	できる	目前ま		便連合	
	な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下に	盟国は、一度に二段階以上低い分担等級への変更を要求すること		た期限までに分担等級の変更の希望を表明しなかった加盟国は	変更に係る要請は、大会議が定める財政に関する規定の	、大会議	要請を送付した加盟国は、		遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事		万国郵便連合憲章第二十一	
		ことが		国は、		()		大会議は、				
	おいて、	ができない。		その時	力発生	了前に	該見解	分担等	局に変		条 4 に	
	加盟国	V .		その時まで属していた分担等級	効力発生の日に効力を生ずる。 定	終了前に国際事務局に伝達される	当該見解に従うか否かについて自	分担等級の変更に係るこれらの	務局に変更の要請を送付すること		条4に定める手続に従って1に	
	加盟国が当初に選定した			してい	効力を	務局に	か否か	更に係	請を送		手続に	
	に選定			た 分 扣	生ずる	伝達さ	につい	るこれ	付する		従って	
•	した			[等級	。 定	これる	て自	らの	رجر (		1 に	

匹 八

一般規則	笙	8 間 4 及満	7 に は、6	3°	であっ	を認め	該加盟
別第 及 満了」	及び「		の規定	)	う	め	盟国
4       人	5 し 該 の た く の 規 ・ 送	該大の通		ご ) 通	て後発開	ることが	$\mathcal{O}$
<ul> <li>三 二 の</li> <li>た 寺 点</li> <li>六 一条</li> <li>定 に おい</li> <li>二 条</li> <li>定 に おい</li> <li>み</li> <li>か か</li> </ul>	<ul><li>院 点</li><li>点</li><li>点</li><li>に</li><li>よ</li><li>こ</li><li>た</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li><li>よ</li></ul>	五歳 まっ		<u>v</u> 1 1 - -	m発途L	かできる。	請求に応じ
4 及び5の規定にかかわらず、 が満了した時点において、関係 第二十二条 第二十二条	か お で か い の わ て 期 :	で の 期	よる公		開発途上国に属さな	ま	じて次
・よう 間 う	らりて、関う、		担筆叙	<u>]</u> 荼 及	属さな	た、同	回の大
ひ ひ や で 限 度 と す の 思 に ひ の の の の の の の の の の の の の	こ限度と	こ限度と		) 一 手	いもの	理 事	次回の大会議までの
)を限度とする期間に限って、管理理事)を限度とする期間に限って、管理理事	い分担: 11日は、	する期間	の通用による分担等級の一時的な変更に	うんだ	につき二分の一単位等級	会は、同学	で の 期 間
等     間       級     自       0     へ       0     の	等 前 間 に 限	間 に 限	更 に : _		二分の	様の状況	<u></u>
の     的       の     的       変     に       近     近       に     初	ののでで変更に				一単位	況の下に	回に限り
で 変 に て 変 当 初 で 置 初 の 分 理 理 取 の 分 担 事	に 初 宿 理 理 王 王	理	1 年	三人	$\sim$	おい	b 
て 担 事 会 、 級 が 記	て 担 事 会 が 級 が	事会が			の 一 時	て、 既	段階低
は、いかなる。	い に 認 成 か 反 め ろ	認める			的な変	に一単	階低い分担等級への一時的な変更
いかなる制限も付さない。に戻る。	る る 制 の	0	伝が認めることができる。この朝に沙回の大会諱か閉催ったる場合	くための	時的な変更を認めることができ	既に一単位等級に属する加盟	「等級へ
取 も 付	成 も 付		の大会譲か開催され		祕める	版に属	0
さない	さない		る。ア	s l	ことが	する加	時 的 た
v · 0	v · •		4 その 場合		でき	盟国	き変更

た後は、未払金額	未払金額については、連合のために、当該期限の日から年五パーセントの割合の利子が生ずる。
第二十三条	
一般規則第百三十	般規則第百三十二条を次のように改める。
第百三十二条	-二条 仲裁手続
1 仲裁によって	によって解決を図る紛議が生じた場合には、その当事者である各加盟国は、係争に直接の利害関
係を有しない一の	の加盟国をそれぞれ選定する。二以上の加盟国が一方の当事者である場合には、これら
の加盟国は、	この1の規定の適用上、単一の加盟国とみなす。
2 いずれか一ち	ずれか一方の当事者である加盟国が仲裁の提案に対し当該提案の送付の日から六箇月以内に措置を
とらなかった埋	た場合において、国際事務局に対して請求が行われたときは、同事務局は、当該加盟国に対
して仲裁者の皆	の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。
3 係争当事者は、	6、合意により単一の仲裁者を指定することができる。この場合においては、国際事務局
を単一の仲裁考	仲裁者とすることができる。
4 仲裁者は、い	投票の過半数による議決で裁定を行う。

Ħ.

Z 0	2	大		一般		自己	7	7	6	なら	加	5
の大会議において更新された文書と同時に効力を生ずる。		会議	<del>/./.*</del>	規則	第	が	指定さ	指定することができな	いずれ	な	盟」	投票が
譲に お		大会議が採択した改正は、	第百三十五条	<b></b> 雨百二	第二十四条	属する	定された	するこ	かの	かった	を選定する。	か賛丕
やて		いした	一 十 五	一 十 五	条	か 加 盟	た事業体	ことが	約定	加盟	えする	同数
更新		改正		条を		国に	$\mathcal{O}$	でき	に関	玉	。 選定	であ
された	/		この	次のト		対 し	間 に お	ない。	約定に関する紛議	うちか	定につ	る場合
に文書		迫 加 議	この一般規則の改正、	規則第百三十五条を次のように改め		国に対し1から6ま	間において仲裁		初議の	から係	について合意に達	票が賛否同数である場合には、
	と司	定書	則の	改 め		6ま	仲裁		場合には、	争に	合意	
	時に対	追加議定書の対象となり、	改 正、	る。		でに担	によっ		には、	のうちから係争に利害関係を有	に 達	仲裁者は
	効力を	家とな	効 力			成定す	って解		当該	関係を	しない	は、紛
E	上げ		効力発生及び有効期間			でに規定する手続に従って行動することを要請する。	て解決を図る		当該約定に参加	有しわ	場合に	紛議の留
	ۍ ک	そ の 大	及 び 有			旅に従	凶る紛		を参加	しない一	には、	の解決の
		その大会議にお	- 効 期			って	紛議が		してい	の 加	国際	のため、
		にお	間			行動力	生じた		る	盟王	事務日	係
		いて反				うるこ	た場合には、		加盟国	国を指定する。	消局が、	宇に利
		反対の				ことを	ロには		山以外	えする	仲裁	下 害 関
		決定				要請、			の 加	0	者に、	係を
		がされ				する。	係する		盟国な		よる遅	有した
		いて反対の決定がされない限り、					関係する事業体は、		加盟国以外の加盟国を仲裁者とし		仲裁者による選定の対象と	争に利害関係を有しない更に一の
		限り					本体は		☆者と		対象	へに一
							`		L		E	$\mathcal{O}$

五. 一

	の頃ますしかかか。「「「「「「「「「「「「「「「」」」」では、「「「「「「「「」」」」」」で、「「「「」」」」」で、「「「」」」」で、「「「」」」」」で、「「「」」」」」」」」	この追加議定書は、二千十年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。第二十六条 この追加議定書の効力発生及び有効期間	局長に寄託するものとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通報する。この追加議定書に署名しなかった加盟国は、いつでもこれに加入することができる。加入書は、国際事務第二十五条 この追力議定書へのカフ	
--	--	---	---	--

二千八年八月十二日にジュネーブで作成した。

五. 二